

## 学 習 教 室 規 約

NPO法人 稲門寺子屋西東京  
理事長 小 嶋 弘

当法人は、「広く公立の小中学校に通う児童・生徒達を対象として、費用は無料で、教える人は会員になり無料報酬にて、個人ごとに、進学を目的としたものでなく授業の補習程度の内容を指導する講座開講事業を行うことで、子ども達の学習意欲の増進並びに健全育成に寄与することを目的」としていますので、この目的をご理解いただき下記のことを遵守して下さいますようお願いいたします。

なお、当学習教室に通う子ども達は小学生は5・6年生、中学生は全学年で、民間の学習塾に通っていない、家庭教師について教わっていない児童・生徒達が対象です。

また、当法人は民間の学習塾や家庭教師の指導方針とは違い、勉学の強要はしませんが、学力のあるなしに関係なく、学習意欲のある子ども達を受け入れています。

### 記

1. 当学習教室へ通える期間は入会から、その年度末までです。(毎年3月末日)  
(次年度の継続をすることは可能です)
2. 当学習教室の指導内容は受験を目的としたものではありませんので、進学指導は行いません。  
また、お子様の学力の向上、低下についての責任も負いません。
3. 当学習教室内での飲食は原則禁止です。(お茶類・水は結構です。)
4. 児童・生徒は設営準備、片づけを指導者と一緒に行っていただきます。
5. 挨拶は必ずして下さい。また、礼儀は守って下さい。
6. 欠席・遅刻については事前に事務局に必ず連絡をして下さい。
7. 当法人の指導者が加入しているボランティア保険により支払われる範囲以外の活動中の事故につきましては一切責任を負えませんので、お子様へのご注意をお願いいたします。また、当学習教室への往復の際の事故につきましても当法人は一切の責任を負えませんのでご承諾下さい。(交通傷害保険等に入ってくださいことをお勧めします)
8. 当学習教室へ通う他の児童・生徒に対し、著しい妨害行為を行った場合、3ヶ月ごとに出欠状況を確認し、特別な事情がなく著しく欠席や遅刻が多い場合、当学習教室での指導が難しいと判断した場合、また当学習教室の趣旨にふさわしくないと判断した場合、退会もしくは保護者をご相談の上、退会していただくことがあります。

以上

### 学習意欲がある とは

学校の行事、家庭の事情、病気以外では欠席又は遅刻をしない、自分の勉強道具(教科書・参考書・問題集・ドリル・プリント・辞書・筆箱・ノート等)を忘れずに、勉強する気持ちを強く持つてくるということです。